

第一三共なかさと公園でのコスプレ写真撮影について

■個人の趣味の範囲で行う小規模な撮影

家族写真の撮影などと同様に友人同士で他の来園者のご迷惑とならない範囲であれば、自由に行っていただくことができ、許可申請と使用料は不要です。ただし、必ず下記の注意事項をご覧ください、ルールを守ってお楽しみください。

▶撮影のルール

- (1) 他の公園利用者の迷惑となる行為を行わない。
- (2) 公園施設や通路等の占用、機材利用および設置等により、一般のお客様の利用や通行を妨げない。
- (3) 他の公園利用者の肖像権を侵害しない。
- (4) 花壇などの立入禁止区域に入らない。
- (5) 危険のおそれがある行為を行わない。
- (6) 大型のレフ版やセット(イントレ、脚立など)、ドローンなどの機材を使用しない。
- (7) 楽器の演奏など音源を使用しない。
- (8) 公序良俗に反することは行わない。
- (9) 他の公園利用者が驚いたり不快感を与えることは行わない。

※苦情が生じた場合は、撮影を中止させていただく場合もあります。

▶衣装等について

- (1) 露出度の高い衣装や他の人に不快感を与えるような衣装を着用しない。
- (2) 血のりを塗るなど、他の公園利用者に恐怖感や怪我をしている等の誤解を与えない。
- (3) 安全な公園利用のため、顔が確認できない被り物及び特殊メイク、覆面、フルフェイスを着用しない。
- (4) 模造刀やモデルガンなどは、撮影時のみ使用し、移動時など撮影以外では袋などに入れ、他の公園利用者から見えないように配慮する。

▶その他

- (1) 園内では小型テントの設置はできません。トイレでの着替えなど、他の来園者のご迷惑となる行為はご遠慮ください。
- (2) 撮影した写真や映像等は、個人で楽しむ範囲であれば、SNSへの掲載は問題ありません。ただし、撮影した写真で写真集を作成し販売する場合は、営利目的として判断され、許可申請および公園の使用料が必要となります。
- (3) 千代田町都市公園条例及び条例施行規則に定められた禁止行為や使用上の遵守事項は必ず守ってください。
- (4) 撮影時の動作に起因した怪我等は、責任を負いかねます。

■商業利用を目的とした撮影、大規模な撮影会

公園内でのイベント等(物品販売、募金、業として写真撮影又は映画の撮影、興行、競技会、展示会その他これらに類する催し)の実施にあたっては、許可申請および公園の使用料が必要となります。

許可申請にあたっては、事前に千代田町役場(建設下水道課)と調整をしてください。

イベントの規模に応じて、余裕を持った時期に調整し、その後、許可申請書、企画書等の要書類を提出いただく必要があります。

イベントの参加募集や開催周知については、許可が出るまで実施できません。時間に余裕を持って手続きを行ってください。また、申請内容や希望日時により、許可されない場合もあります。

お問合せ先:千代田町役場 建設下水道課 土木管理室
電話 0276-86-7004(建設下水道課直通)